

三鷹市議会議長交際費の支出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、三鷹市議会議長（以下「議長」という。）等が議会を代表して行う外部の個人又は団体との交際に要する経費（以下「議長交際費」という。）の支出について、必要な事項を定めるものとする。

(議長交際費の支出)

第2条 議長は、交際上必要と認めたもの並びに市議会の運営及び市行政にとって有益と認めたものについて、予算の範囲内で議長交際費を支出する。

(議長交際費の支出範囲等)

第3条 議長交際費の支出範囲は、次の表のとおりとする。

支出区分	支出内容	支出金額
慶 祝	祝賀会、記念式典、新年会、懇親会等お祝いに要する経費	慶弔金の額は、別に定める「市議会議員等に係る慶弔基準」によるものとし、3万円を限度とする。
弔 慰	葬儀における香典、供花料等に要する経費	
見 舞	病気、災害、事故等の見舞いに要する経費	
会 費	各種団体等の主催する総会、新年会、懇親会等の会費又は会費相当分に要する経費	社会通念上妥当と認められる金額又は実費相当額
接 遇	外部の個人又は他の団体等との渉外・接遇に要する経費	
そ の 他	上記に規定するもののほか、議会運営上特に議長が必要と認める経費	

2 前項に規定する支出範囲において、特に前例のないもの及び金額に定めのないもの等が生じた場合は、その都度議長が事務局長と協議のうえ決定する。

(議長交際費の不支出)

第4条 第2条及び前条の規定にかかわらず、議長交際費は特定の議員、政党その他の政治団体、宗教団体等にかかる慶祝、会費等についてはこれを支出しない。

(議長交際費の公表)

第5条 議長交際費の支出内容については、公表する。

2 前項の公表は、毎月、当月分を翌月15日までに三鷹市議会ホームページに掲載すると

ともに、議長が指定する場所において縦覧に供することにより行うものとする。

(議長交際費の見直し等)

第6条 議長は、議長交際費の支出内容や金額が市民感覚と離れることのないよう、社会経済状況の変化等を十分考慮した上で、この基準の適正な執行に努めるとともに、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第7条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

市議会議員等に係る慶弔基準（抜粋）

<議員慶弔内規>

1 現職の市議会議員関係

区 分	事 項	給 付 額	備 考
本人	死 亡 弔慰金及び弔詞 生花又は花輪1基	30,000円	
		時 価	
配偶者	死 亡 弔慰金 生花又は花輪1基	10,000円	
		時 価	
父 母	死 亡 弔慰金 生花又は花輪1基	10,000円	血 族
		時 価	
	弔慰金	5,000円	同居姻族
子	死 亡 弔慰金 生花又は花輪1基	10,000円	
		時 価	

2 前・元職の市議会議員関係

区 分	事 項	給 付 額	備 考
本人	死 亡 弔慰金 弔詞（3期以上） 生花1基	10,000円	
		時 価	

3 現・前職の市常勤特別職関係（市長を除く。）

区 分		事 項	給 付 額	備 考
現職本人	死 亡	弔慰金	10,000 円	
		生花1基	時 価	
配偶者	死 亡	弔慰金	10,000 円	
		生花1基	時 価	
父母子	死 亡	弔慰金	10,000 円	同 居
前職本人	死 亡	弔慰金	10,000 円	
		生花1基	時 価	

4 現職の教育委員会委員、選挙管理委員会委員、監査委員、公平委員会委員、農業委員会委員、固定資産評価審査委員会委員及び総合オンブズマン

区 分		事 項	給 付 額	備 考
本 人	死 亡	弔慰金	10,000 円	

5 現職の国会・都議会議員関係（三鷹市在住）

区 分		事 項	給 付 額	備 考
本 人	死 亡	弔慰金	10,000 円	
		生花1基	時 価	
配偶者	死 亡	弔慰金	10,000 円	

付記

- 1 市長（現・前・元職）の弔慰金等の額は、その時点で各派代表者会議において協議の上決定する。
- 2 この内規に抛りがたい場合は、その都度議長が事務局長と協議の上決定する。